

公 示

次のとおり、腎不全の症状緩和等に関する研修体制支援事業実施法人の公募について公示します。

令和8年1月29日

支出負担行為担当官

厚生労働省健康・生活衛生局長 大坪 寛子

1. 公募に付する事項

別添「腎不全の症状緩和等に関する研修体制支援事業公募要領」（以下「公募要領」という。）の「3. 事業内容等」に定める事業

2. 応募に必要な資格に関する事項

以下の（１）～（９）の全ての要件を満たす法人格を有する団体であること。

- （１）本事業に関する事務処理等を適切に実施する能力を有すること。
- （２）本事業を実施する上で必要な経営基盤を有し、資金等に関する管理能力を有すること。
- （３）厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- （４）予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- （５）予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること
- （６）腎不全医療及び緩和ケアに関して、学術研究や教育等を実施する団体であること。
- （７）全国を対象とした研修を複数回以上実施した実績があること。
- （８）ガイダンスの内容を正しく理解することができ、ガイダンスに基づいた研修コンテンツの作成ができること。
- （９）関連学会と連携して取り組むことができる体制が構築できること。

3. 補助金交付団体の選定

採択に当たっては、公募要領「7. 採択方法」により、厚生労働省に設置する本事業に関する審査委員会が採択団体を決定する。

4. 応募書等に対する問い合わせ先について

下記記載の「本件担当、連絡先」まで。

ただし、月曜日～金曜日（祝日を除く。）の午前9時30分～午後5時30分（正午～午後1時を除く。）とする。

5. 応募書等の提出期限等

(1)提出期限：令和8年3月2日(月)17時必着

(2)提出先：上記4に同じ。

(3)提出方法：「書面の郵送又は電子媒体のメール提出」とする。電子媒体による場合、ファイルの保存形式はPDFとする。

6. その他

詳細は、公募要領による。

【本件担当、連絡先】

住 所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

担 当：厚生労働省健康・生活衛生局
がん・疾病対策課CKD対策係

木村、池田

電 話：03-5253-1111（内線 2359）

メール：mhlw-disease@mhlw.go.jp